

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 29 号
兵庫県立大学工学研究科専攻長候補者選考規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科専攻会議規程（平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第 5 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科専攻長（以下「専攻長」という。）候補者の選考及び任期について必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 専攻長（第 3 号に該当する場合にあつては工学研究科長（以下「研究科長」という。）が指名する者。第 3 条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に当該専攻長候補者の選考を行う。

- (1) 専攻長の任期が満了するとき
- (2) 専攻長が辞任を申し出たとき
- (3) 専攻長が欠員となったとき

2 専攻長は、前項各号に該当する場合は、速やかに選考の手續を開始しなければならない。

(選考方法)

第 3 条 専攻長は、教務委員会委員長及び経理委員会委員長を除く工学研究科の当該専攻に所属する専任の教授の中から、専攻会議の意見を聴いた上で専攻長予定者を選考する。

(選挙資格者)

第 4 条 選挙資格を有する者（以下「選挙資格者」という。）は、選挙の日に、本学に在職する者で、工学研究科の当該専攻に所属する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

2 選挙の日に休職中、出張、休暇等で不在の者は、選挙資格を有しない。

(投票)

第 5 条 投票は、単記無記名とする。

2 投票は、選挙資格者本人が、指定された投票場所において行わなければならない。

(専攻長候補者)

第 6 条 選挙の結果、有効投票の過半数を得た者を専攻長候補者とする。

2 有効投票の過半数を得た者がいない場合は、得票順に 2 名（末位得票同数者がいる場合は、同数者について投票を行い、順位を決定する。この投票でも同数の場合は、くじ引きで順位を決定する。）で決選投票をし、得票数の多い者を専攻長候補者とする。決選投票の結果、得票同数の場合は、くじ引きで決定する。

(専攻長候補者の決定)

第 7 条 専攻長は、選挙結果に基づき専攻長候補者を決定し、研究科長に報告する。

(専攻長の任期)

第 8 条 専攻長の任期は 2 年とし、引き続き再任することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当した場合の専攻長の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専攻長の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月17日一部改正)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に兵庫県立大学大学院工学研究科電気物性工学専攻長、電子情報工学専攻長、機械工学専攻長、材料・放射光工学専攻長、応用化学専攻長、化学工学専攻長である者は、この規程に基づいて選考されたものとし、その任期は平成29年3月31日までとする。
- 3 本則の規定にかかわらず、平成27年4月1日以降、兵庫県立大学大学院工学研究科電気系工学専攻、機械系工学専攻、物質系工学専攻が存置される間における電気系工学専攻長、機械系工学専攻長、物質系工学専攻長は、電気物性工学専攻長、電子情報工学専攻長、機械工学専攻長、材料・放射光工学専攻長、応用化学専攻長、化学工学専攻長のうち指定された職にある者をもって充てるものとする。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。